

議員提出議案第3号

議案第37号 令和5年度守谷市一般会計補正予算（第2号）に
対する附帯決議

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第14条第1項の規定
により提出します。

令和5年6月1日 提 出

守谷市議会
議長 高橋 典久 様

提出者 守谷市議会議員 山 本 広 行

賛成者 守谷市議会議員 堤 茂 信

〃 高 橋 典 久

令和 年 月 日 原案 決

議案第37号 令和5年度守谷市一般会計補正予算（第2号）に
対する附帯決議

議案第37号 令和5年度守谷市一般会計補正予算（第2号）における「松ヶ丘六丁目地内事業用地利活用事業」の執行に当たっては、下記の事項の履行を求める。

記

当該地の将来的な用途については、議会の意見を十分に考慮しつつ、各計画段階において適切に情報を開示し、議会と行政とが車の両輪となってしっかりと連携し、検討を進めること。

以上、附帯決議する。

令和5年6月1日

茨城県守谷市議会

提案理由（議員提出議案第3号）

提案の理由を申し上げます。

今定例月議会に提案されている「議案第37号 令和5年度守谷市一般会計補正予算（第2号）」における松ヶ丘六丁目地内事業用地の購入については、「確かな資産を未来の市民に残すこと」が我々の責務であり、当該地は「将来に夢と自由度を与えるための一つの大きな道具」との説明がありました。

説明のとおり、守谷の未来のために、当該地の取得は必要なことと思料しますが、その用途については、現時点で具体的な用途の説明がありませんでした。

確かな資産を未来の市民のために確実に活用することができるためにも、市民や議会に対する十分な説明が必要と考えます。また、当該地の将来の利活用については、市民及び議会の意見を十分に考慮して決定する必要があります。

以上のことから、当該予算の執行に当たっては、附帯決議に掲げた事項を十分に考慮していただくよう求めるものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。